

市川三郷町農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、市川三郷町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が令和6年7月19日に満了となることから、以下のとおり新たな推進委員の募集を行います。

1. 募集内容

（1）募集人数

10人（別表の区域により募集します。）

（2）任期

委嘱の日から令和9年7月19日まで

（3）身分

市川三郷町の特別職の非常勤職員

（4）報酬

市川三郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）に基づき支給します。

2. 主な職務内容

担当する区域内において、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進に向けて、主に次のことを行います。

（1）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた活動

（2）遊休農地の発生防止・解消に向けた活動

（3）新規参入の促進のための活動

3. 推薦及び応募の資格

農業に関する識見を有し、かつ、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者で、推進委員委嘱予定日において、下記のいずれかにも該当する者であること。

（1）町内に住所を有する者（ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。）

（2）地方自治法第180条の5第1項又は第3項の規定より町が設置する委員会の委員（教育委員会にあっては、委員長及び委員）でない者

（3）町の職員でない者

※ 下記のいずれかにも該当する者は、推進委員になることができません。

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 推薦及び応募様式

(1) 一般推薦（町内に住所を有する農業者等3名以上からの推薦）の場合

市川三郷町農地利用最適化推進委員推薦書（個人用）（様式第1号）

(2) 農業者が組織する団体等からの推薦の場合

市川三郷町農地利用最適化推進委員推薦書（団体用）（様式第2号）

(3) 応募の場合

市川三郷町農地利用最適化推進委員応募届（様式第3号）

5. 推薦及び応募の受付期間

令和6年3月11日（月）から令和6年4月12日（金）まで【必着】

様式第1号から第3号のいずれかに必要事項を記入の上、郵送または持参により、市川三郷町農業委員会事務局まで提出してください。

※ 持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15までに提出してください。

6. 選考方法

提出された書類をもとに農業委員会総会において書類審査を行います。なお、必要に応じて面接等を行う場合があります。

7. 選考結果の通知

結果は、推薦者、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

8. 応募者等の公表について

法令の定めにより、推薦者、被推薦者及び応募者の提出された書類の記載事項について、住所等を除いた情報を町ホームページへの掲載により公表します。

9. 個人情報の取扱い

募集に際して提出された書類等は返却しません。なお、募集に関して取得した個人情報は、選考に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出された書類の記載内容を確認するため、関係機関に照会を行います。

10. その他

農業委員と推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼ねることはできません。

11. 提出先及び問合せ先

市川三郷町農業委員会事務局

〒409-3612 山梨県西八代郡市川三郷町上野2714-2

電話：055-240-4163

別表（１．（１）関係）

地区名	担当区域	定員
第１区	上野本村、矢作、上野桃林橋地区	１人
第２区	町屋、川浦、下九一色地区	１人
第３区	上野原、北区地区	１人
第４区	南区、道林、大塚桃林橋地区	１人
第５区	市川大門、高田地区	１人
第６区	大同、山保地区	２人
第７区	落居、岩間、楠甫、鴨狩津向地区	２人
第８区	葛籠沢、宮原、五八、岩下、寺所地区	１人